

## 事業系有料ごみ処理券の料金改定について

廃棄物処理手数料は23区が同一金額で各区の条例で定めている。今般、受益者負担の適正化の観点から、23区は廃棄物処理手数料を見直すこととし、改正条例について令和4年第4回区議会定例会で審議・議決されたところである。

これに伴い、事業系有料ごみ処理券の料金について以下のとおり改定する。

### 1 廃棄物処理手数料の改定について

#### (1) 金額

改定後の金額 46.0 円/kg

改定前の金額 40.0 円/kg (+6.0 円の改定)

#### (2) 改定時期

令和5年10月1日(23区が同一年月日で施行)

### 2 事業系有料ごみ処理券の料金について

改定後の料金は下表のとおり。

券種	改定料金		現行料金		差額	
	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり
100(10枚/1セット)	870円	87円	760円	76円	110円	11円
200(10枚/1セット)	1,740円	174円	1,520円	152円	220円	22円
450(10枚/1セット)	3,910円	391円	3,420円	342円	490円	49円
700(5枚/1セット)	3,045円	609円	2,660円	532円	385円	77円

\*新しいごみ処理券は、令和5年10月1日から販売を開始します。

### 3 経過措置

#### (1) 現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

令和5年10月31日まで。

#### (2) 使用期限終了後の事業系有料ごみ処理券の取扱い

清掃事業課、各清掃事務所において、差額交換により新しい事業系有料ごみ処理券を交付する。また、全く使用しなくなった場合は、当該ごみ処理券の枚数に応じて料金を還付する(口座振込による)。

### 4 周知に関するスケジュール(予定)

- 令和5年2月：大田区報掲載(2月21日号。9月・10月にも掲載予定)。  
大田区ホームページ、ごみ分別アプリ等に記事掲載。
- 令和5年5月：区内事業者あてに案内文送付。
- 令和5年6月～9月：清掃事務所職員が事業者を個別訪問し、説明。  
(実施時期は今後調整)
- 令和5年7月：区内事業者あてに23区統一ポスターを送付。
- 令和5年9月：区設掲示板に掲出。